|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1.基本事項勘案事項整理票　（窓口での混雑を避けるため、ご自宅での作成にご協力ください。） |  | 5.障害福祉サービスの利用状況（利用していない場合は不要） |
| 児童氏名 |  | 年　　月　　日生 | 歳 | ・居宅介護　（身体介護　　　　時間／月）・短期入所　（利用日数　　　　　日／月）・その他　　（サービス名、利用日（時間）数／月等を記入） |
| 保護者氏名 |  | 年　　月　　日生 | 歳 |
| 障害の種類程度 | 身体障害者手帳（有・無）　　　　年　　月　　日交付（　　級）　障害名： |
| 療育手帳（有・無）　　　　年　　月　　日交付（　　　の　　　） | 6.家族、親族、介護を行う者の状況 |
| 精神保健福祉手帳（有・無）　　　　年　　月　　日交付（　　級） | 主な介護者に○をつける | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業 | 健康状態 | 備考※別居親族の場合は連絡先を記入すること |
| 難病受給者証（有・無）　難病名： |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 2.心身の状況 |  |  |  |  |  |  |  |
| （1）障がいの状況についての特記事項　（2）医療機関受診の状況［ 通院 ・ 入院 　（入院期間：　　　　　　）・定期受診していない］病名［　　　　　　　　　　］病院名［　　　　　　　　　］通院の頻度［　　　　　　　　　］病状・服薬の状況等（服薬名と頻度を記入） |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 7.具体的なサービス利用意向や家族の状況・監護の状況 |
|  |
| 3.日常生活の状況 |
| （1）通学や日中活動の状況について（通学の手段や学習の状況）　・どのように通学していますか（徒歩・自転車・送迎（バス・自家用車）・その他）　　・日中の様子はいかがですか。（学校では支援級に在籍し、○○のみ通常級でうけている、等）　支援級在籍の場合⇒［　　　　　　　学校　　　　　　級］（2）その他　日常生活の状況についての特記事項 |
| 8.勤務状況報告　　（児童発達支援・放課後等デイサービスのひと月の利用が23日を超えている場合は必須） |
| 続柄 | 勤務形態 | 勤務地 | 休日（曜日） | 出勤時間（朝家を出て、帰宅する時間） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 4.住宅状況と地域環境 |  |
| （1）居住状況［一軒家・アパート・その他（　　　　　）］［　　］階建ての［　　］階（2）最寄り駅からの距離　八街駅　・　榎戸駅　から　徒歩・車・バス　で　　　　分程度　（3）その他特記事項 |
| 9.職員確認欄 |
|  |

障害児の調査項目（５領域２０項目）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 領域 | 項目 | 判断項目対象児童名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 個別サポート加算 | 0点 | 1点 | 2点 |
| 1 | 健康・生活 | （１）食事 | ①一人で食べることができる | ②見守りや声かけがあれば食べることができる | ③一部支援が必要である(食材を小さく刻む、口へ運ぶ等) | ④一人で食事することができず、常に支援が必要である |
| （２）排せつ | ①一人でトイレに移動して排せつすることができる | ②見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる。 | ③拭き取りなどが不十分であるため、一部支援が必要である | ④排泄の意思表示ができず、常に支援が必要である |
| （３）入浴 | ①一人で入浴することができる | ②見守りや声かけがあれば入浴することができる | ③洗髪、洗体などが不十分であるため一部支援が必要である | ④入浴にかかる全ての行動が一人でできず、常に支援が必要である |
| （４）衣類の着脱 | ①一人で衣類の着脱ができる | ②見守りや声かけがあれば衣類の着脱ができる | ③ボタンやファスナーが取り扱えないなど一部支援が必要である | ④一人で衣服を着たり、靴を履けない。または感覚の鈍感さから、ぬれていたり汚れていても気にせず、常に支援が必要である |
| 2 | 感覚・運動 | （５）感覚器官（聞こえ） | ①特に問題がなく聞こえる | ②補聴器などの補助装具があえば聞こえる | ③聞き取りにくい音がある/過敏等で補助装具が必要である | ④音や声を聞き取ることが難しい |
| （６）感覚器官（口腔機能） | ①噛んで飲み込むことができる | ②柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる | ③介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる | ④哺乳瓶などを使用している/口から食べることが難しい |
| （７）姿勢の保持（座る） | ①一人で座り、手を使って遊ぶことができる | ②手で支えて座ることができる | ③身体の一部を支えると座ることができる | ④座るために全身を支える必要がある |
| （８）運動の基本技能（目と足の協応） | ①ケンケンが３回以上できる | ②交互に足を出して階段を昇り・降りできる | ③両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる | ④階段は同じ足を先に出して昇る（交互に出せない）⑤階段昇降、ケンケンなど、どの動きも難しい |
| （９）運動の基本的技能（移動） | ①一人で歩くことができる | ②一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である | ③一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助具が必要 | ④一人で歩くことが難しい（車いす等を利用している） |
| 3 | 認知・行動 | （10）危険回避行動 | ①自発的に危険を回避することができる | ②声かけ等があれば危機を回避することができる | ③危険を回避するためには、支援者の介入が必要である |  |
| （11）注意力 | ①集中して取り組むことができる | ②部分的に集中して取り組むことができる（気が散ってしまうと集中できないときがある場合を含む） | ③注意が逸れやすく、物事を集中して取り組むことが難しい |  |
| （12）見通し（予測理解） | ①見通しを立てて行動することができる | ②声かけがあれば見通しを立てて行動することができる | ③視覚的な情報があれば行動することができる | ④その他の工夫が必要 |
| （13）見通し（急な変化対応） | ①急な予定変更でも問題ない | ②声かけがあれば対応できる | ③視覚的な手掛かりがあれば対応できる | ④その他の工夫やサポートが必要 |
| （14）その他（他害行為） | ①乱暴な言動はほとんどみられない | ②時々、乱暴な言動がみられるが、対処方法がある・暴言（バカ、死ね等）、相手を侮辱したりからかったりする行為がある。 | ③常に乱暴な言動がみられ、対処方法も特にない。または、左記行為を予防するための常時の見守り等を要する。 |
| 4 | 言語・コミュニケーション | （15）2項関係（人対人） | ①目が合い、微笑むことや、嬉しそうな表情をみせる | ②訴えている（要求する）時は目が合う | ③あまり目が合わない/合っても持続しない | ④ほとんど目が合わない |
| （16）表出（意思の表出） | ①言葉を使って伝えることができる | ②身振りで伝えることができる | ③泣いたり怒ったりして伝える | ④意思表示が難しい |
| （17）読み書き | ①支援が不要 | ②一部支援が必要な場合がある（口頭での補足説明や筆記はできないがPC等代用手段を使用すれば読み書きができる） | ③常に支援が必要（文字での理解ができない、学習障害の診断がある、等） |
| 5 | 人間関係・社会性 | （18）人との関わりコミュニケーション（他者への関心興味） | ①自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する | ②ごく限られた人であれば反応する | ③自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある | ④過剰に反応する、または全く反応しない |
| （19）遊びや活動（トラブル頻度） | ①ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる | ②トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる | ③支援があっても、解決できる場面とできない場面がある | ④トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい |
| （20）集団への参加（集団参加状況） | ①指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる | ②興味がある内容であれば部分的に参加できる | ③支援があればその場にはいられる | ④参加することが難しい |
| 6 | 就学時サポート調査 | （21）説明の理解 | 他者からの説明をおおむね理解し、うなずいて返事をする。 | ・説明を聞いてうなずいたり返事をするが、その後の行動が伴わない。・同時に２つ以上の行動ができない。・ジェスチャーで補足すると理解が促進する。 | 理解しているかどうか不明。日常生活でパターン化された特定の行為のみ理解できる。 |
| （22）大声・奇声を出す | 右記のような行動はない。 | 時間帯と場所を選ばず大声・奇声を出すことが月に１回程度ある。 | 時間帯と場所を選ばず大声・奇声を出すことが週に1回以上もしくは習慣化している。 |
| （23）異食行動 | 右記のような行動はない。 | 食べられないもの（石や砂）を口に含むが、飲み込むことはない。 | 食べられないものを口に含み、飲み込んでしまう。またはそれを防ぐ工夫をしている。 |
| （24）多動・行動停止 | 右記のような行動はない。 | 体の一部を常に動かしている行為、または本人の意思とは関係なく次の行動に移ることができない等の頻度が月に１回程度ある。 | ・絶えず喋ったり、走り回ってしまう。・周囲にあわせた行動ができない頻度が週に１回程度または習慣化している。 |
| （25）不安定な行動 | 右記のような行動はない。 | ・特定の物・人へ固執することで安定を図り、それが無くなったり、変更してしまうと不安定になってしまう。または、パニック、突然泣き出すことが月に１回程度ある。 | 左記のような行動の頻度が週に１回程度または習慣化している。 |
| （26）自傷行為 | 右記のような行動はない。 | ・自分の頭を叩いたり、床や壁に打ちつけたり、つねる。・傷口を触ったり、ほじったりして治らない。・自分で口に指を入れて嘔吐するような行動がある。 | 左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。 |
| （27）不適切な行為 | 右記のような行動はない。 | ・見知らぬ人に対して過度に親しげな振る舞いをする。・SNSなどで不適切な内容を発信したり、見知らぬ誰かと通信したりする。・自慰行為がある。・不適切な場所で放便、放尿をする等の行為が月に１回程度ある。 | 左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。 |
| （28）突発的な行動 | 右記のような行動はない。 | ・関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然気になる方へ走っていってしまい、道路への飛び出し等の行動が月に１回程度ある。 | 左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。 |
| （29）過食・反すう等 | 右記のような行動はない。 | ・過食、拒食（例：異常な量を食べる、環境の変化によって食べられなくなるなど）がある。・嘔吐を繰り返す等の行動が月に1回程度ある。 | 左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。 |
| （30）てんかん | 過去にてんかん歴なし | ・てんかんの服薬対応までしていないが、経過観察を行っている。 | ・てんかんの診断がある |
| （31）そううつ状態 | 右記のような行動はない。 | ・興味や意欲が感じられない。・自殺企図がある等のうつに関連する行動が月に1回程度ある。・気分の高揚、過度な興奮状態、怒りやすい等のそうに関連する行動が月に1回程度ある。 | 左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。 |
| （32）反復的行動 | 右記のような行動はない。 | ・物や行為にこだわり特定の行為を反復する（例：特定の玩具でしか遊ばない。）・戸の開閉を過度に気にし、閉まっていないとパニックを起こす等の行動が月に1回程度ある。 | 左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 領域 | 項目 | 判断項目 |
| コミュニケーション | （33）コミュニケーション（言葉遣い） | ①適切な言葉遣いや態度で表現することができる | ②時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる | ③ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい | ④適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい |
| （34）コミュニケーション（やり取り） | ①やり取りをすることができる | ②配慮があればやり取りができる／やり取りをしようとする | ③やり取りをすることが難しい |  |
| （35）コミュニケーション（集団適応力） | ①参加することができる | ②たま参加することができる | ③ほとんど参加することがない | ④参加することが難しい |

以下、中学生・高校生のみ対象

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－以下、職員確認欄－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

|  |  |
| --- | --- |
| 短期入所等にかかる障害児支援区分の判定 | ✅欄 |
| 区分3 | (1),(2).(3).(9)のうち、④を3つ以上選択している又は(10)～(15)、(17)～(20)のうち④の項目が1つ以上 |  |
| 区分2 | (1),(2).(3).(9)のうち、③もしくは④を3つ以上選択している又は(10)～(15)、(17)～(20)のうち②、③の項目が1つ以上 |  |
| 区分1 | 区分3又は区分2に該当せず、(10)～(15)、(17)～(20)のうち②、③、④の項目が1つ以上 |  |

|  |
| --- |
| 個別サポート加算Ⅰの判定　（該当箇所に✅） |
| （１）食事、（2）入浴、（3）排せつ、（9）移動のうち3つ以上が④を選択している場合 |  |
| 色がついている16項目の合計が13点以上になる |  |